

静岡学園保育園

重要事項説明書

本説明書は大変重要なものとなりますので、
在園中は大切に保管いただきますようお願いいたします。

目次（契約項目一覧）

1. 施設運営者	P 2
2. 事業の目的、運営方針	P 2
3. 施設の概要	P 2
4. 開園日・開園時間及び休園日	P 3
5. 施設・設備等の概要	P 3
6. 職員の状況	P 3
7. 提供する保育等の内容	P 4～P 5
8. 利用料金	P 5
9. 支払方法	P 6
10. 連携施設	P 6
11. 利用の終了に関する事項	P 6
12. 緊急時の対応	P 6
13. 賠償責任保険の加入	P 6
14. 非常災害時の対策	P 7
15. 虐待の防止のための措置	P 7
16. 要望 苦情等に関する相談窓口	P 7
17. 守秘義務及び個人情報の取扱い	P 7

これより、当園との入園に関する契約の締結にあたり、ご確認いただくべき内容を説明いたします。ご不明な点や疑問等がございましたら、遠慮なくご質問ください。

静岡学園保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	学校法人第三静岡学園
代表者氏名	理事長 牧野 秀則
所 在 地	静岡市駿河区聖一色 400 番地
電 話 番 号	054-262-0914
法人設立年月日	昭和 45 年 11 月 17 日
定款の目的に定めた事業	学校教育及び保育

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	・ 3 歳未満児の子どもに対する、教育及び保育の一体的な実施 ・ 3 歳未満児の子どもの保護者に対する、子育ての支援
運営方針	・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び、子ども子育て支援法その他の関係法令並びに関係条例を遵守します ・ 園児の心身の発達と、園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営します

3 施設の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業
施 設 の 名 称	静岡学園保育園
開 設 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日
施 設 の 所 在 地	静岡市駿河区八幡一丁目 1 番 1 号
連 絡 先	電話番号 054-204-1568 F A X 054-281-8999
事 業 所 番 号	2210207100044
管 理 者	園長 岩崎 博子
利 用 定 員	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童【3 号】 12 人 満 1 歳未満の児童【3 号】 6 人
職 員 数	15 人
嘱 託 医	マイクリニック大久保 大久保由美子 TEL 054-263-5558 司馬歯科医院 司馬成 TEL 054-282-8241

4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする（希望保育とする場合もある）	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午後6時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施
	保育短時間認定	午前8時から午後4時までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時まで及び午後4時から午後6時まで及び午後6時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施
一時預り保育	在園児以外の子どもを対象として実施	

※令和9年度より7:30開園となります。

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	967.12 m ²	
建物	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造7階建 ※保育施設は1階一部	
	延床面積	226.49 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	乳児室・ほふく室	4室	74.37 m ²
		室	m ²
		室	m ²

本園では「静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和7年4月1日現在）

職 種	常勤	非常勤
園 長	1人	
主任保育士	1人	
保育士	5人	5人
栄養士	(兼務) 1人	
調理員		
事務員	2人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

（1）保育計画

歳児毎に年間、期間、月間及び週間計画または個人計画を作成。

（2）毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。

※年齢、個々の生活に応じていきます。入園後慣らすための保育を行います。短時間保育となります。

時刻	0、1、2歳児
7：00	開園 登園（保育標準時間の子ども）
8：00	登園（保育短時間の子ども）
9：00	おやつ、保育活動
11：00～11：30	昼食準備 昼食
12：00～12：30	午睡準備 午睡
14：30～15：00	おやつ、あそびなど
16：00	降園（保育短時間） ※順次降園
18：00	降園（保育標準時間） 延長保育
19：00	閉園（土曜日は18：30閉園）

（3）主な年間行事予定

4 月	入園の集い(新入児)
5 月	内科健診
6 月	保護者参観・懇談会 歯科検診
7 月	七夕 プールあそび
8 月	すいか割 プールあそび
9 月	総合防災訓練＜引き渡し訓練＞
10 月	内科健診 秋の遠足(2歳)
11 月	歯科検診 おさんぽ遠足(1歳)
12 月	クリスマス会
1 月	おめでとうの会
2 月	豆まき 保護者参観・懇談会
3 月	ひなまつり お別れ遠足(2歳) 卒園の集い(2歳)

(4) 食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています
昼食及びおやつ等	・ 9 時頃、15 時頃におやつを提供します (午前は主にミルク、牛乳等) ・ 延長保育により、19 時まで在園する子どもに対して、18 時におやつを提供します
アレルギー等への対応	・ 食材の中で、アレルギーなどで食べられないものがありましたら事前にご相談ください ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります ・ アレルギーのあるお子様は医師による生活管理表を基に保護者と園で相談の上、その食材を使った料理の除去など可能な範囲で必要な対応を取ります ・ 家庭から弁当持参をお願いすることがあります ・ 原則として、個々に特別な献立を用意することはできません

(5) 健康診断

- | | |
|------------|----------------------|
| ①内科健診・歯科検診 | 年 2 回、嘱託医が検診します |
| ②身体測定 | 毎月 1 回、身長・体重の測定を行います |
| ③尿検査 | 年 1 回 |

(6) その他

子育て支援事業の実施

子育てに対する不安や悩みに関する相談に随時対応します（事務室にて受付）

8 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

本園に対し、支給認定を受けた市町が定める保育料をお支払いいただきます

(2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(ア) 入園時用品代 0、1 歳児 2,500 円程度 2 歳児 5,400 円程度(スモック含む)

主なもの・・・氏名印、帽子、連絡袋、名札ケース等

保育用品・・・粘土（2 歳児）

他 スモック 2,360 円程度(1 歳児秋頃購入)

(イ) (1) に掲げる保育料のほか、下記費用を負担していただきます

徴収理由・・・行事に関わる経費、保育の充実のため

項目	対象年齢	金額	
保育充実費	全園児	月額	1,000 円

保育充実費は、毎月の保育料と一緒に口座よりお支払いいただきます。

※ 上記のほか、園外保育（遠足）の交通費等、必要な実費は随時お知らせします

(3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前 7 時から午前 8 時まで	日額 250 円
	午後 4 時から午後 6 時まで	日額 250 円
	午後 6 時から午後 7 時まで	日額 250 円
保育標準時間認定	午後 6 時から午後 7 時まで	日額 250 円

※ 短時間認定の午後 6 時以降の保育につきましてはご相談ください

9 支払方法

口座振替払 (引落日：毎月 20 日 指定銀行：しずおか焼津信用金庫)

10 連携施設

幼保連携型認定こども園 静岡学園幼稚園
静岡市駿河区聖一色 400 番地

静岡市立八幡こども園
静岡市駿河区八幡 2 丁目 15-20

11 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします

- (1) 利用児童が満 3 歳を迎え、その年度が終了したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき、園則に則り対応します

12 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます

13 賠償責任保険の加入

本園では、園の管理下において起こった事故等に備えて以下の保険に加入しています

加入保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	1 事故につき 4 億円
	1 名につき 1 億円

14 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：駿河消防署 届出日：令和3年3月 防火管理者：石谷 公人
管轄する警察署	静岡南警察署 駿河区有明町 1-52 八幡交番 TEL054-283-5479
防災設備	自動火災報知機、消火器、誘導灯
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施
避難場所	静岡市立森下小学校 静岡市駿河区森下町 2-1
園児の引渡し	※震度5以上の地震の場合、保育を中止し 直接保護者に引渡します ※警報の発表基準を超える豪雨や大津波等が予想され 園が所在する地域に「特別警報」や「警戒レベル3」 以上が発令された場合は、重大な災害の危険性が著し く高まっていると判断し自宅待機又は臨時休園にな ります

15 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します

虐待防止に関する責任者	園長 岩崎 博子
-------------	----------

16 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています

苦情受付担当者	主任保育士 久保田 佳穂	
苦情解決責任者	園長 岩崎 博子	
第三者委員	秋本 進一	akimoto.shizu@gmail.com
	竹内 俊介	takeuti.shizu@gmail.com
	萩原 幸子	hagiwara.shizu@gmail.com
受付方法	文書、メールにより受け付けします	

※要望、苦情などの解決処理が園で困難と理事長が判断した場合、苦情処理委員会を開催し、審議します。

17 守秘義務及び個人情報の取扱

- (1) 園長及び職員は、正当な理由がなく、業務上知りえた個人情報を第三者に漏らしません
- (2) 子どもの卒園、転園又は退園に際しては、その後の施設（保育園、幼稚園、こども園など）における教育保育が円滑に行われるよう、子どもに関しての情報を提供します

18 内容の変更について

重要事項説明書の内容に変更があった場合は、その都度お知らせします